

ひょうご建設業環境整備支援事業の実施

人手不足や高齢化に対応し、建設業の生産性向上と働き方改革を進めるため、業務の効率化や環境整備を支援します。

1 支援内容 (1社で両方の支援制度を活用いただくことが可能)

(1) ICT機器等導入支援 (支援総額：2億5千万円) (想定：約125社)

建設業における生産性向上のための機器・建設機械等を導入する経費※1を補助



対象経費 (例)	補助率	上限額
①測量機器 地上型レーザースキャナ、自動追尾機能付き測量機器、ドローンなど	1/2 以内	200 万円
②建設機械 マシンガイダンス搭載ショベル、油圧ショベル等への装着システムなど		
③ICT機器 ウェアラブルカメラ、定点カメラ、骨伝導式イヤホンなど		50万円※2

※1 賃借又はソフトウェアライセンス(サブスクリプション含む)に要する経費、個人支給のものは対象外

※2 ①②③の3つの合計で上限額200万円、うち③の上限額は50万円

(2) スマートシフト支援 (支援総額：3千万円) (想定：約60社)

建設業における働きやすい環境づくりのための整備に要する経費を補助



対象経費 (例)	補助率	上限額
①執務室改修 執務室美装化、WEB会議環境の整備 (大型モニタ・WEBカメラ・スピーカーなど)	1/2 以内	50 万円
②トイレ整備・美装化 新規整備の場合は男女別の整備、既存改修		
③更衣室・シャワー室整備、改修 新規整備の場合は男女別の整備、既存改修		

※1 ①②③の3つの合計で上限額50万円

2 申請期間等

(1) 申請期間

第1期： 令和8年7月1日（水）～令和8年7月14日（火）

第2期： 令和8年9月1日（火）～令和8年9月14日（月）

- ・先着順とし、予算額を超えた時点で受付を終了

(2) 実施期間

交付決定日～令和9年1月29日（金）

- ・指定期日※までに経費の支払いを含め事業を完了し、実績報告を提出
※事業完了日から30日を経過した日 又は令和9年1月29日のいずれか早い日

(3) 補助対象者

以下の条件をいずれも満たす者

- ・兵庫県の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者
- ・兵庫県内に主たる営業所を有する中小企業※
※中小企業基本法第2条第1項において定義される中小企業

3 申請方法

電子申請で実施

- ・詳細は後日県ホームページ「ひょうご建設業環境整備支援事業（現在作成中）」にてご案内（5月下旬ごろを予定）